

亀山市告示第50号

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を改正する告示

第1条 亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱（平成21年亀山市告示第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 <u>（失効）</u> 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。 <u>（失効に伴う経過措置）</u> 3 <u>前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付している助成金の返還については、この告示の失効にかかわらず、第9条の規定は、</u>	附 則 この告示は、平成21年4月1日から施行する。 [項を加える。] [項を加える。]

なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

区分	額
[略]	[略]
6回目	<u>17,920円</u>
[略]	[略]

別表（第6条関係）

区分	額
[略]	[略]
6回目	<u>17,140円</u>
[略]	[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

第2条 亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(助成金の交付請求)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付請求書（<u>別記様式</u>）に次に掲げる書類を添付して、健康診査を受診した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>市が指定する妊婦一般健康診査結果票</u></p> <p>[(2) 略]</p>	<p>(助成金の交付請求)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付請求書（<u>様式第1号</u>）に次に掲げる書類を添付して、健康診査を受診した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>県外の医療機関等における受診結果が記入された妊婦一般健康診査県外受診票（様式第2号）及び当該受診に相当する回の妊婦一般健康診査結果票</u></p> <p>[(2) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表を次のように改める。

別表第6（第6条関係）

区分	額
1回目	23,910円
2回目から5回目まで、7回目及び9回目	5,160円
6回目	17,870円
8回目	7,590円
10回目及び12回目から14回目まで	5,060円
11回目	13,220円

様式第1号を別記様式とし、様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱別表の規定は、令和6年1月15日以後に県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に交付する助成金の額について適用し、同日前に県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に交付する助成金の額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の亀山市妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付要綱の規定による妊婦一般健康診査県外受診票（未受診の妊婦一般健康診査が含まれるものに限る。）を有し、かつ、県外の医療機関等において妊婦一般健康診査を受診した者に交付する助成金の額については、なお従前の例による。